

●全段連および各段工における災害対応に関するガイドライン

I. 支援体制発動の基準

1. 国と防災協定締結先自治体及びそれに準ずるもの
 - ・ 組合員企業の安全及び被災状況を確認して支援要請を行う
 - ・ 締結先からの支援要請に基づき、事務局責任者から理事長に支援発動を報告する
2. 国及び地方自治体以外からの支援要請
 - ・ 体制の発動は各段工の判断に委ねる
(災害協定未締結先の支援要請に対応する場合は、関係自治体とも協議しながら、要請団体の概要、要請内容、数量等に加え、原則有償であることの確認を行う)
 - ・ 人道的支援の場合、理事長、または副理事長に判断を委ねる
 - ・ なお、組合員企業各社の実施する人道的支援を妨げるものではない
3. 留意事項
 - ・ 災害現場の状況把握に努め、輸送の安全確保には細心の注意を払う
 - ・ 2次災害リスクを重視し、安全の確保を最優先として実施する
 - ・ 輸送等交通手段、宿泊、食糧の確保については、被災地復旧活動の妨げとならないよう注意する

II. 非常時、段工事務局への支援体制

1. 各段工における支援発動時の事務対応体制
 - ・ 段工事務局における電話対応等、手配業務の一時的集中に備え、あらかじめ支援体制を準備しておくことが望ましい
 - ・ (例) 事務局責任者の要請に基づき、理事長会社、副理事長会社は、あらかじめ定めたスタッフを事務局に派遣する

III. 防災協定発動時の体制整備

1. 生産要請基準、ルールの明確化
 - ・ 地理的条件、企業規模、被害程度、等を勘案し、事務局責任者が要請先組合員企業の工場と協議し生産要請数量を決定する
 - ・ なお、そのための割振りルールをあらかじめ決めておくことが望ましい
2. 防災協定対応体制の整備と窓口担当者の明確化
 - ・ 防災協定はじめ災害支援に関して、発生時迅速な意思決定のため、理事会からの付託を受けた少人数による専門委員会を設置する
 - ・ 防災協定締結先担当者、段工側担当者、および、それぞれの連絡先を日頃から明確にし、定期的に確認しておくことが望ましい
 - ・ 各組合員企業、工場に防災協定発動時の対応の可否につきあらかじめ意思を確認しておく
 - ・ 各組合員企業の工場の責任者、担当者、および、緊急連絡先をあらかじめ明確にし、リスト化するとともに、定期的に確認しておくことが望ましい

3. 段工事務局機能喪失の場合

- ・大規模災害により、段工事務局が機能喪失の場合は、その代替を全段連事務局が担うものとする
- ・その場合、全段連事務局の要請に基づき、全段連の理事長会社、副理事長会社は、あらかじめ定めたスタッフを事務局に派遣する
- ・全段連と各段工は連絡先データを共有するものとする
- ・全段連の機能喪失の場合は、東段工、中段工、西段工、南段工の順で、その機能を補う

4. 他段工との連携が必要な場合

- ・大規模広域災害により、各段工のみで支援を賄いきれず、他段工に支援要請が必要な場合、全段連事務局は必要に応じて調整役を担うものとする

5. 体制整備

- ・各段工においては、防災協定発動に備え、Ⅲ-2 記載の防災に関する意思決定組織を設置するとともに、実務グループを設置することが望ましい
- ・日頃から防災協定先自治体と緊密な連絡をとり、常に非常時に備えるとともに、防災協定先との事前協議により、以下の項目についての共通認識を共有する
- ・連絡体制、緊急連絡先、交通手段の確保、通行許可証の発行、災害レベルごとの配送先シミュレーション等

IV. 段ボールベッドの推奨規格

1. 段ボールベッド仕様

- ・全段連は、政府や自治体のニーズに応える段ボールベッドの推奨仕様や、段ボールベッドの安全性に考慮した強度指標の策定、それらの改善に取り組むものとする
- ・全段連および各段工は、推奨仕様や強度指標について、政府や自治体、組合員企業への普及に努めるものとする
- ・組合員企業が独自仕様を使用することは妨げないが、全段連の強度指標を満たす仕様とする

V. 避難所納入時のベッド組立説明

- ・全段連推奨仕様の段ボールベッドを納入する際には、組立説明書を添付する
- ・デポへの納入以外、可能な限りドライバー以外の補助要員が同行するよう努める
- ・独自仕様の段ボールベッドを納入する場合も組立説明書を添付し、納入に際して可能な限り、組立説明のための補助要員が同行することが望ましい

VI. 古紙回収体制

- ・避難所閉鎖時に、段ボールベッド他の古紙回収について自治体から協力要請があった場合には、回収業者への依頼などを通じて、回収作業の調整やリサイクルに協力するよう努める

以上